

宮津市廃棄物減量等推進審議会

第3回全体会 次第

日時：令和4年11月18日(金)

午前10時00分から

場所：宮津市防災拠点施設 会議室

(宮津与謝消防署 宮津分署 2階)

1 開 会

2 報告事項

(1) 令和4年9月30日開催の宮津市廃棄物減量等推進審議会第2回全体会について

資料1

(2) 令和4年10月6日開催の宮津市議会全員協議会について

資料2

(3) 令和4年11月8日開催の第2回資源循環検討部会について

資料3

(4) 令和4年11月10日開催の第1回し尿手数料検討部会について

資料4

3 議 事

(1) 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例の制定について

資料5

①パブリックコメントの結果について

②条文(案)について

③答申(案)について

(2) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

資料6

①宮津市ごみ減量化及び資源化調査等について

②大型ごみ収集運搬の廃止について

③し尿くみ取り手数料の見直しについて

(3) その他

今後の予定 令和4年12月中旬 第2回し尿手数料検討部会

令和5年1月中旬 第4回全体会

4 閉 会

宮津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(任期 R4.6.6～R6.6.5)

(敬称略)

団体名等	委員氏名	団体での職名等	備考	11/18出欠
宮津市自治連合協議会	瀬戸 享明	副会長		出席
〃	八尋 慈教	副会長	副会長	欠席
宮津市地域女性の会	黒岡 芳子	会長		出席 (リモート)
〃	中西 幸子	副会長		出席
社会福祉法人成相山青嵐荘	矢野 順子	特別養護老人ホーム青嵐荘 施設長		出席 (リモート)
社会福祉法人北星会	笠井 裕代	特別養護老人ホーム天橋の郷 施設長		出席
大和リゾート株式会社 Hotel & Resorts KYOTO-MIYAZU	古橋 由季	営業部 フロント担当 課長		欠席
ハーベスト株式会社 宮津工場	小畑 晴美	工場長		欠席
株式会社にしがき	松田 高正	スーパー事業部 営業次長		出席
宮津商工会議所	谷口 政史	副会頭		出席
宮津商工会議所女性会	小谷 美穂	副会長		出席 (リモート)
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社 天橋立地域本部	幾世 健史	天橋立観光協会 副会長		欠席
宮津天橋立観光旅館協同組合	小西 均	理事		出席
京都府立大学	山川 肇	生命環境科学研究科 環境科学専攻 教授	会長	出席 (リモート)
福知山公立大学	谷口 知弘	地域経営学部 地域経営学科 教授		欠席

オブザーバー

団体名等	氏名	団体での職名等	備考	11/18出欠
株式会社 J E P L A N	岩崎 靖之	営業業務課 エキスパート		出席 (リモート)
京都府丹後保健所	片山 禎彦	技術次長兼環境衛生課長		出席
宮津与謝環境組合	居村 真	事務局長		出席

日 時 令和4年10月6日（木） 14：00～14：40
案 件 宮津市プラスチック等資源循環促進条例（仮称）について

議員

18 ページの財政上の措置ということは、この条例を制定することによって一般財源の持ち出しが出てくるようになるのか。あるいは、SDGs 等の計画において、国庫を活用し一般財源がでないようにするのか。または、クリーンセンターでのペットボトル協定における売り払い財源の活用などを考えているのか。

理事者

財源について、市財政が厳しい中、国庫補助金の有効活用は当然のことであるが、どうしても一般財源は必要となってくる。そういった中で、例えば、クリーンセンターへの負担金について、ごみ量を減らすことにより、一般財源をねん出するなど、様々な形で財源確保していく。こうしたことにより、環境関係の事業をしっかりと実施していく。

議員

今年の4月から新しい法律が施行されたが、法の内容と対比して条例の特徴は。また、条例は何を重点にしていくのか。

理事者

国としてプラスチックの新しい法律が施行された。本市としては、これまで、ごみの分別収集や処理の問題に注力してきたが、地球温暖化や循環型社会といったグローバルな課題への取組の連携が不十分であった。今回、条例を制定し、観光客を含め、市民の皆さんに対する情報発信や啓発などにしっかりと取り組んでいきたい。そして、選ばれるまちにつなげていきたいと考えている。

議員

基本的には、そのプラスチック資源循環が規定されていくと思うが、海洋プラスチックごみ問題を考えれば、プラスチックそのものを抜本的に減らしていくことが必要だと思う。プラスチックを減らしていくため、素材の転換をこの条例で規定するのか。

理事者

条例に盛り込むかどうかはこれから検討が必要。国では、プラスチック新法において、3R+リニューアブルを謳っている。このリニューアブルが再生可能資源への代

替を進めていこうという考え方であるため、国の施策のもとで企業等が進めていくことになっている。

議員

20 ページの、資源ごみの直接資源化・集団回収の促進に係る3点の項目（ごみ袋のあり方の検討、通常ごみ収集とは別の収集体制の検討、民間のリサイクル事業者等との連携による紙ごみの収集）について詳しい説明を。

理事者

ごみ袋のあり方の検討について、現在、ごみ袋の種類は5種類あり、うち有料ごみ袋が2つ（可燃、不燃）、資源ごみ袋が3つ（プラ、紙、発泡）という状況である。可燃と不燃のごみ袋に入る資源ごみを、いかにして資源ごみ袋に入れてもらうか、資源ごみ袋の単価をいかに下げるかといったことの検討を行う。

通常ごみ収集とは別の収集体制の検討、民間のリサイクル事業者等との連携による紙ごみの収集についても、資源ごみを可燃ごみにしないよう、取組を進めていくもの。

理事者

ごみ袋であるが、条例が資源循環型社会を構築する条例ということで、今後、市としても、今やっている多くの種類の分別をやっていかないと、ごみの資源化はできないと考えている。そういった観点からも、ごみ袋のあり方は検討していく必要がある。いずれにしても、条例制定後に策定する基本指針を来年の9月頃にしっかりと提示していく。

議員

7 ページであるが、非常にごみの排出量が多いと。1030グラム。これは、次に記載のある、一部の大口事業所を除き事業所から排出される廃棄物を市が収集していることと関連があるのか。

理事者

市民1人1日あたりのごみの排出量は、ごみの総量を人口で割っているものであり、事業所から排出される廃棄物の収集について関連はない。

議員

観光客への要請の具体の取組があれば。

理事者

観光客には、市の分別収集をお願いしていくが、やはり観光事業者の皆様にしつかりとお伝えいただくことが重要だと考えている。今後、観光事業者ともワーキング、話し合いをする中で、観光客が分別しやすいようなメッセージの出し方など、具体的なことを検討していく。

また、宿泊施設の各部屋に、プラごみと可燃ごみとを分けたごみ箱を置いていただくとか、あるいは、ワンウェイの使い捨てプラスチックの削減などを考えていきたい。

議員

7ページの大口事業所を除き事業者排出の廃棄物を市が収集していることについて、ごみの有料化開始時点で、公平性の確保のため事業者も有料ごみ袋で出してもらおうことになっているはず。

資源循環型の取組は、大切であり、これからも取組を推進することとなると思うが、この地域ではクリーンセンターにおいてメタン発酵による発電で4~5千万円の収入を得ている。高齢化や資源化による可燃ごみ量の減少による発電能力の減少の考え方は。

理事者

我々が、今考えているのは、例えば、他の市町村ではあるが、食材における野菜の端材だけを分別収集しているような市町村もある。そうした先進の市町村の取組をしっかりと参考にさせていただく。また、高齢化の問題についても、先進的な市町村では、ごみの分別収集を通じた高齢者の見守り活動などが行われており、そういった事例も参考にしていきたい。

基本的には、地域において、ごみの分別の指導などしていただく必要があり、我々としてもごみの分別のあり方について、市民の皆様にも、具体的な内容も含めてしっかりと啓発、情報提供していきたいと考えている。

議員

観光客の来訪により一人当たりのごみの排出量が多いと分析をされる中で、理念条例という形で制定され、実際にごみ総量も抑えていく。プラスチックの循環も含めてだが、財源の部分でこれを契機に来訪者等から財源をいただくような方法も考えているのか。

理事者

観光事業者の皆様には、入湯税とか、そういう話もさせていただいている。ただ、観光客の皆さんの色々な消費活動によって経済が成り立っているのも、特に観光客の皆さんにお願いしたいのは、例えば、最近、京都市内のセブンイレブンでは、ペットボトルの回収ボックスを設置する例も見受けられる。そういったことを

観光客にお願いする中で、ごみの総量あるいはごみの分別による資源化を進めていく。

議員

ポイ捨てが結構あるという話を地域の住民の方から聞いている。ポイ捨てしないなどマナーに関することを条例に入れる考えはあるか。また、パブリックコメントはいつ行うのか。

理事者

観光客の方々には、ポイ捨て防止に協力いただくことの発信も大切になると考えている。条例では、宮津市安全で美しいまちづくり条例という既存条例で謳っているので、その点をいかに理解いただくかということを進めていきたいと考えている。パブリックコメントは、準備でき次第、今月行う。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（仮称）について
パブリックコメント実施結果

宮津市市民環境部市民環境課

1 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（仮称）の制定の趣旨

地球温暖化防止や海洋プラスチックごみ問題等への対応を契機として、一層のプラスチック等に係る資源循環の重要性が高まる中、天橋立をはじめとした美しく豊かな自然環境を次世代に引き継いでいく責務のもと、プラスチックをはじめとする資源が適切に循環する体制を構築し、もって脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会を実現するため、最も訴求力のある条例（理念条例）を制定しようとするもの。

2 意見募集期間

令和4年10月13日（木）～11月3日（木・祝）

3 意見提出方法

持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法（※口頭、電話での意見提出は不可）

4 閲覧場所

宮津市公式ホームページ、宮津市役所市民環境課環境衛生係窓口・情報公開コーナー・各地区連絡所

5 結果 1人

（次頁に続く）

7 御意見と対応（考え方）

御意見	対応（考え方）
<p>条例の愛称 案②「美しい海を未来に残す条例」がよい。 「美しい海」は宮津市民の誇りであり、『観光・宮津』としても「海」は貴重な観光資源である。なぜゴミを減らす必要があるのか、このままゴミ問題を他人事としてしまった場合、「宮津の海」がどのように変化していくのか想像しやすい条例の名称だと思う。</p>	<p>本条例が市民、事業者、観光客等にとって親しみやすく、資源循環の促進等の自主的な取組を促すものとなるよう、いただいたご意見を参考としながら、今後、条例愛称を検討して参ります。</p>
<p>集団回収の促進 自治会や学校等で廃品回収が定期的に行われているが、通年で回収できる所や回収品目（作業所や学校など）を広く市民に公表すべき。すでに公表されているかもしれないが、知らない人も多いと思う。</p>	<p>ご提案いただいた取組については、3R活動の一環として、資源循環の促進を図る上で重要かつ実効性のある取組と考えております。 資源循環の促進等に向けた具体的施策については、本条例に基づき策定する「基本指針」で定めることとしており、その内容については、今後、宮津市廃棄物減量等推進審議会で審議することとしております。</p>
<p>不用品の常設交換スペースの設置 自宅で不要になったがまだ使える物を持って行けば、スペースに置いてある物を持って帰れる不用品の常設交換スペースを設けてはどうか。</p>	<p>いただいたご意見は審議会に報告し、審議していきたいと考えております。</p>
<p>観光 SDGs 関連 海沿いの清掃活動に参加してみて、釣り客が放置したゴミが大量に見つかった。浜辺にはBBQのゴミが放置されることもある。 このようなことを踏まえ、観光客用のゴミ袋を販売（1枚単位で購入可）してはどうか。 ゴミを出す場所の案内図も同時に配布し、放置せず集積所へ出して帰ってもらう。 観光客用の集積所は市民とは別に設置し、地域住民に清掃等の負担がかからないようにしたい。 （宮津を訪れた人すべてが、ゴミを持ち帰るマナーを守っていただくとベスト）</p>	<p>本条例は、市民や事業者だけでなく宮津を訪れる観光客等にも資源循環の促進等への協力を求めていくものです。 具体的にどのような手法で観光客等に本市の取組を周知し、取組への協力を促していくかについては、いただいたご意見も参考としながら、宮津市減量化等推進審議会で審議していきたいと考えています。</p>

目次

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策（第9条－第16条）

第3章 雑則（第17条）

附則

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

前文

本市は、白砂青松の景色が広がる日本三景天橋立をはじめ、宮津湾、阿蘇海、大江山など海、里、山の美しく豊かな自然環境の恩恵を享受しつつ、次世代に伝えていくための努力を続けてきました。

しかしながら、大量生産、大量消費に伴う社会経済活動や生活様式により、事業活動や日常生活における環境への負荷が増大し、近年、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れており、現在の環境を維持することが困難になりつつあります。

また、私たちの生活に様々な利便性と恩恵を与えてくれるプラスチックは、生産過程等で二酸化炭素を排出するとともに、海洋プラスチック問題を発生させるなど、環境に大きな負荷を与えています。

そこで、本市は、気候変動やプラスチック廃棄物等の課題に対し、令和2年に「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を、令和3年に「気候非常事態宣言」を行い、脱炭素社会の構築等の実現を目指すという決意を表明しました。

（次頁に続く）
2

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

前文

（前頁続き）

このような地球規模の環境問題の解決には、市民、事業者、行政等あらゆる取組主体の行動が不可欠であり、その広がりが極めて重要です。そうしたことを意識しながら、私たち一人一人が、消費行動、ごみの排出といった日常生活や事業活動における様々な場面において、自分の置かれた立場で実行可能な「3R（リデュース、リユース、リサイクル）＋Renewable」の活動など、地球環境にやさしい取組を行うことにより、循環型社会への転換を図る必要があります。

また、本市を訪れる多くの観光旅行者にもこうした取組を拡大し、世界から選ばれる地球環境にやさしい観光地域づくりや天橋立世界遺産登録に向けた取組と連動させ、海洋プラスチック問題解決をはじめとする自然共生社会を構築することが、環境共生型の経済成長と地域振興につながるものと期待されます。

このような認識に基づき、市民、事業者をはじめ、本市に関わる人々が共に考え力を合わせる「共創」の考え方の下で、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現し、国際社会の先導役として将来へ良好な環境を引き継ぐため、この条例を制定します。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、プラスチックをはじめとする資源循環の促進等（以下「資源循環の促進等」という。）に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者（以下「観光旅行者等」という。）の責務を明らかにするとともに、資源循環の促進等に関する基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1)事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行う全てのものをいう。
- (2)観光関連事業者等 市内において、観光に関する事業を営むものをいう。
- (3)再資源化 廃棄物等を部品又は原材料その他製品の一部として使用することができる状態にすることをいう。
- (4)使い捨てのプラスチック使用製品 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第28条に規定する特定プラスチック使用製品をいう。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（市の責務）

第3条 市は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、自ら率先して、市が行う事務及び事業等について、廃棄物等の発生抑制、再生品の使用、循環資源の分別回収その他の資源循環の促進等に必要なる取組を行わなければならない。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（事業者の責務）

第4条 事業者は、その事業活動において、廃棄物等の発生抑制及び適正処理並びに循環資源の適正な循環的利用、再生品の使用等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（市民の責務）

第5条 市民は、日常生活において、製品の長期間使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることに協力すること等の取組について、自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、市が実施する資源循環の促進等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（観光旅行者等の責務）

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、市及び観光関連事業者等が実施する資源循環の促進等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

2 市及び観光関連事業者等は、観光旅行者等が循環資源の分別回収に協力すること等の取組について、自主的に行うための環境の整備、分かりやすい情報提供**その他の**必要な措置を講じるものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（京都府・近隣市町等との連携）

第7条 市は、資源循環の促進等に関する施策の実施に当たっては、京都府、京都府北部地域連携都市圏の構成市町及び宮津与謝環境組合等と連携して取り組むものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第1章 総則

（基本指針）

- 第8条** 市長は、資源循環の促進等に関する施策について、総合的かつ計画的に実施するため、資源循環の促進等に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
- 2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 資源循環の促進等に関する基本的事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、資源循環の促進等に関し必要な事項
 - 3 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、宮津市廃棄物減量等推進審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 市長は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前2項の規定は、基本指針の軽微な変更には適用しない。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（基本的な施策）

第9条 市は、事業者、市民、関係団体及び観光旅行者等と連携し、廃棄物等の排出抑制、循環資源の再資源化に適した質の高い分別回収、分かりやすい情報提供その他の必要な措置を講じることにより、資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

2 市は、廃棄物等の再資源化を行う事業者との連携を図り、適正かつ効率的な資源循環の促進等の取組を推進するものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（プラスチックの資源循環の促進等）

第10条 市は、プラスチック使用製品の過剰な使用の抑制、再資源化及び再利用、使い捨てのプラスチック使用製品の紙、木等の代替素材への転換（以下「代替素材への転換」という。）等プラスチックの資源循環の取組を推進するものとする。

- 2 使い捨てのプラスチック使用製品を提供する事業者は、代替素材への転換、提供方法の工夫による使用抑制等の取組に努めるものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（海洋プラスチックごみ対策の推進）

第11条 市は、海洋プラスチックごみ対策に関し、市民及び事業者の協力を得て海岸清掃等を実施するとともに、市民、観光旅行者等、観光関連事業者、水産事業者、農業事業者等と連携し、プラスチックごみが環境中に排出されない取組を推進するものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（資源循環の促進等に関する教育及び学習の推進等）

第12条 市は、資源循環の促進等について、自主的かつ積極的に行動する人材を育成するため、環境保全活動に積極的に取り組む事業者等と連携し、その知見を活用して、家庭、教育・保育施設等、学校、職場、地域その他のあらゆる場を通じた環境教育及び環境学習を推進するものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（市民等の自主的な活動を推進するための措置）

第13条 市は、事業者、市民又は関係団体が自主的に行う廃棄物等の発生抑制のための活動、循環資源の分別回収活動、循環資源の譲渡又は交換のための催し等の資源循環の促進等に関する活動を推進するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（体制の整備）

第14条 市は、市民、事業者及び関係団体等が連携し、資源循環の促進等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（資源循環を促進する事業所の認定）

第15条 市は、資源循環の促進等に積極的に取り組む事業所を宮津市資源循環推進事業所（以下「認定事業所」という。）として認定することができる。

- 2 市は、認定事業所の行う資源循環の促進等の取組を市民に周知するものとする。
- 3 市は、認定事業所の行う資源循環の促進等の取組に対し、その取組を維持し、又はその取組に必要な情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第2章 資源循環の促進等に関する基本的な施策

（財政上の措置）

第16条 市は、資源循環の促進等に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（案）

第3章 雑則 / 附則

（委任）

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(案)

資料 5 -3

令和4年 月 日

宮津市長 城崎 雅文 様

宮津市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇

宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(仮称)について(答申)

令和4年6月6日付け宮市第145号により諮問のあった「資源循環型社会への転換」のうち、「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(仮称)」の制定について、下記のとおり答申します。

記

1 審議の結果

現在、宮津市を含む社会全体が置かれている状況に目を向けると、大量生産、大量消費を伴う社会経済活動、生活様式における環境の負荷が増大し、世界各地で地球温暖化に起因する気候変動の影響が現れています。

また、今や私たちの生活に欠かせない存在となっているプラスチックは、二酸化炭素の排出や海洋流出などにより、環境に大きな負荷を与えています。

このような中、宮津市では、令和2年に「二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」が、令和3年には「気候非常事態宣言」が行われました。

今般、この宣言や今後宮津市が行う環境施策に実効性を持たせるものとして、「宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例(仮称)」の制定について、本審議会への諮問があり、その内容について審議を行ってきたところです。

審議を重ねる中で、日本三景天橋立をはじめとする海、里、山の美しい自然を守り、次世代に引き継いでいく責務の下、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を実現していくため本条例の制定が必要であるとの結論に至り、制定に当たっての留意事項及び条例案を次のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、本審議会で委員から出された資源循環の促進等に向けた具体的施策に関する意見については、本条例に基づき、より具体の事項を定める「基本指針」の策定に向けて継続して審議を行う中で、さらに議論を深めていくこととします。

(次頁に続く)

2 条例制定に当たっての留意事項

- (1) 条文は可能な限り平易な文章とし、市民、事業者、観光客等の全ての関係者が連携しプラスチックをはじめとする資源循環の促進等に取り組む上での基本理念を分かり易く示し、市民や事業者等が取組の実践に繋げ易い内容とすること。
- (2) 市民や事業者等が自ら楽しみながら資源循環の促進等に取り組むことを促すため、資源循環の促進等の取組の意義や成果についての情報発信や市民周知に重点的に取り組む内容とすること。
- (3) 資源循環の促進等の取組や環境にやさしい観光地域づくりの取組を市内外に情報発信し、環境に配慮した持続可能な観光都市宮津のブランディングに繋げるとともに、宮津を訪れる観光客に対しても環境配慮行動への協力を促す内容とすること。
- (4) 学校、企業、地域社会など様々な場を通じて、全ての世代が環境について学び、考え、行動するよう、環境教育・学習の推進に取り組む内容とすること。
- (5) 資源循環の促進等に関して先進的な技術を有する企業や先進的な取組を行う企業との連携、情報共有を積極的に行う内容とすること。

3 条文案 別紙のとおり

4 主な審議の内容

審議の過程では、各委員が所属する旅館、ホテルといった観光関連事業者、小売店事業者などでの現状と課題、現在取り組んでいる事業や今後取り組みたい事業、また、個人として廃棄物の資源化・減量化について取り組んでいることなど、非常に多くの意見が出されました。

また、条例の考え方では、愛称を決めれば親しみやすくなる、具体的にわかりやすい内容にしたほうがよい、市民が楽しみながら自ら進んで取り組めるよう、積極的な情報発信や動機付けを行うべきなど、廃棄物の資源化・減量化の促進に寄与する意見も多く出されました。

5 審議の経過

	開催年月日	主な議題
第1回全体会	令和4年6月6日	諮問、意見交換
第1回資源循環検討部会	令和4年9月2日	審議
第2回全体会	令和4年9月30日	審議
第2回資源循環検討部会	令和4年11月8日	パブリックコメント結果審議
第3回全体会	令和4年11月18日	パブリックコメント結果審議

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正について

1.現状と課題、一部改正の趣旨

資料6

<大型ごみの収集運搬>

- R2年度の宮津与謝クリーンセンターの稼働により、直接搬入の利便性が向上し、個別収集の需要が一定減少している。 ⇒廃止

<し尿くみ取り手数料>

- 下水道使用料、浄化槽維持管理費用と比較した場合、し尿くみ取り手数料は相対的に安価である。 ⇒手数料の見直し
- 公共下水道及び浄化槽による汚水処理方式と、市民負担のバランスをとる必要がある。
- より環境負荷の少ない浄化槽等への転換を促進する観点からも、くみ取り手数料の見直しが必要。

➡宮津市第2期行財政運営指針（令和3年3月）

指針①中長期的な視点による行財政運営と高コスト体質の改善

1.現状と課題、一部改正の趣旨

<条文整理>

○ 宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例（新条例。R5.1施行予定）

- プラスチックをはじめとする資源循環の促進等に関し、市、事業者、市民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、資源循環の促進等に関する基本的事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することにより、脱炭素社会、循環型社会及び自然共生社会を構築し、もって将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

○ 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（R5.3一部改正予定）

- 廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を促進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

→「目的・趣旨が異なること」、「両条例が相互補充関係にあること」から、両条例を併存。重複する箇所等の条文整理を行うとともに、食品ロスの削減を明記。

⇒宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の改正。

2.改正の概要

《大型ごみの収集運搬》

廃止する。

- 現行では、一般廃棄物のうち市長が別に定めるものとした大型ごみを収集し、4,000円以内で規則で定める額の手数料と規定
- 自家用車を保有されないなど、直接搬入が困難な方（主には高齢者世帯）へのセーフティネットとして、別途、支援・代替措置を検討していく。

《し尿くみ取り手数料》

- 現行では、1回につき18リットルまでごとに213円と規定
- 手数料の内容は、現在、し尿手数料検討部会で検討中

2.改正の概要

《主な条文整理》

第2条（定義）の追加と、関係する条文への適用

定義：観光旅行者等＝本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者をいう。

食品ロスの削減＝まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

適用：観光旅行者等の相互協力の条文等への適用

第6条（観光旅行者の責務） ・ 第14条（廃棄物の減量化） 新設

（責務）観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

（廃棄物の減量化）観光旅行者は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2.改正の概要

《主な条文整理》

<旧>第10条第2項（廃棄物の減量化） 削除

市は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

⇒宮津市プラスチック等資源循環の促進等に関する条例第9条第2項と内容が重複しており削除

<旧>第10条～<新>第14条（廃棄物の減量化） 追加

食品ロスの削減に取り組むことについて、市は義務化、市民・事業者・観光旅行者等は努力義務化を課す。

3.今後の予定

R4.11.18	第3回全体会 (1) 宮津市プラスチック等資源循環促進条例 答申 ⇒12月市議会に議案提出 (R4.11.30) (2) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正の審議 ⇒方向性の確認
R4.12中旬	第2回し尿手数料検討部会 (し尿手数料の審議)
R4.12.23	市議会に、宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正の方向性の報告
R5.1中旬	第4回全体会 (1) 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正 答申 ⇒3月市議会に議案提出 (2) 宮津市プラスチック等資源循環促進条例の基本指針の審議

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成6年12月22日 条例第31号</p> <p style="text-align: right;">最新改正 令和元年12月26日条例第11号</p> <p>宮津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力（第6条～第9条）</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進（第10条～第12条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正な処理（第13条～第23条）</p> <p>第5章 地域の清潔の保持（第24条・第25条）</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第26条～第28条）</p> <p>第7章 雑則（第29条～第35条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、も</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力（第7条～第10条）</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進（第11条～第14条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正な処理（第15条～第25条）</p> <p>第5章 地域の清潔の保持（第26条・第27条）</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第28条～第30条）</p> <p>第7章 雑則（第31条～第37条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、も</p>

って市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。

(4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(市長の責務)

第3条 **市長**は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 **市長**は、前項の施策の実施に当たっては、**市民及び事業者の**意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

って市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。

(4) 観光旅行者等 本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者をいう。

(5) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(6) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(7) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(8) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(市の責務)

第3条 **市**は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 **市**は、前項の施策の実施に当たっては、**市民、事業者及び観光旅行者等**の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 **市長**は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、**市長**が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第6条 **市長、市民及び事業者**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第7条 **市長**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 略

らない。

3 **市**は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、**市**が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第7条 **市、市民、事業者及び観光旅行者等**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第8条 **市**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第9条 略

(廃棄物減量等推進員)

第9条 略

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第10条 **市長**は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市長は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第11条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

(廃棄物減量等推進員)

第10条 略

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第11条 **市**は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図るとともに、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 削除

※プラ資源条例(新条例)第9条第2項と重複

第12条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

3 市民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第13条 略

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第14条 略

(一般廃棄物の処理)

第15条 略

(家庭系一般廃棄物の処理)

第16条 略

(資源物の所有権等)

第16条の2 略

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第17条 略

(一般廃棄物の自己処理の基準)

2 事業者は、その事業活動において、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

第14条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第15条 略

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第16条 略

(一般廃棄物の処理)

第17条 略

(家庭系一般廃棄物の処理)

第18条 略

(資源物の所有権等)

第18条の2 略

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第19条 略

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 略

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第19条 略

(一般廃棄物搬入の申出等)

第20条 略

(排出禁止物)

第21条 略

(適正処理困難物の指定等)

第22条 略

(一般廃棄物等処理手数料)

第23条 略

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第24条 略

(土地等の管理)

第25条 略

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第26条 略

(許可等申請手数料)

第27条 略

(許可の取消し)

第28条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したとき

第20条 略

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第21条 略

(一般廃棄物搬入の申出等)

第22条 略

(排出禁止物)

第23条 略

(適正処理困難物の指定等)

第24条 略

(一般廃棄物等処理手数料)

第25条 略

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第26条 略

(土地等の管理)

第27条 略

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第28条 略

(許可等申請手数料)

第29条 略

(許可の取消し)

第30条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したとき

は、**第26条**の許可を取り消すことができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第**29**条 略

(立入調査等)

第**30**条 略

(指導及び勧告)

第**31**条 市長は、**第16条**第2項若しくは第3項、**第17条**第2項、**第19条**又は**第21条**第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第**32**条 略

(受入拒否)

第**33**条 市長は、**第19条**の規定による指示に従わないことにより**第31条**に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第**34**条 略

(委任)

第**35**条 略

は、**第28条**の許可を取り消すことができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第**31**条 略

(立入調査等)

第**32**条 略

(指導及び勧告)

第**33**条 市長は、**第18条**第2項若しくは第3項、**第19条**第2項、**第21条**又は**第23条**第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第**34**条 略

(受入拒否)

第**35**条 市長は、**第21条**の規定による指示に従わないことにより**第33条**に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第**36**条 略

(委任)

第**37**条 略

附 則 (令和5年条例第〇〇号)

別表（**第23条**関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	大型ごみ（一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの）	4,000円以内で規則で定める額	
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムまでごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに		213円

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

別表（**第25条**関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	廃止		
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムまでごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに		・・・円。 ただし、仮設・・・

※し尿手数料検討部会で審議

<p>備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p>	<p>備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p>

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成6年条例第31号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成6年12月22日 条例第31号</p> <p style="text-align: right;">最新改正 令和元年12月26日条例第11号</p> <p>宮津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第5条）</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力（第6条～第9条）</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進（第10条～第12条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正な処理（第13条～第23条）</p> <p>第5章 地域の清潔の保持（第24条・第25条）</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第26条～第28条）</p> <p>第7章 雑則（第29条～第35条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、も</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条～第6条）</p> <p>第2章 市民等の参加及び協力（第7条～第10条）</p> <p>第3章 廃棄物の減量化の推進（第11条～第14条）</p> <p>第4章 廃棄物の適正な処理（第15条～第25条）</p> <p>第5章 地域の清潔の保持（第26条・第27条）</p> <p>第6章 一般廃棄物処理業等の許可等（第28条～第30条）</p> <p>第7章 雑則（第31条～第37条）</p> <p>附則</p> <p style="padding-left: 20px;">第1章 総則</p> <p style="padding-left: 20px;">（目的）</p> <p>第1条 この条例は、本市における廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量化を推進し、廃棄物を適正に処理し、並びに地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、も</p>

って市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。

(4) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(5) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(6) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(市長の責務)

第3条 **市長**は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 **市長**は、前項の施策の実施に当たっては、**市民及び事業者の意識**の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

って市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 家庭系一般廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物をいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 事業者 物の生産又はサービスの提供等を事業として行うすべてのものをいう。

(4) 観光旅行者等 本市を訪れた観光旅行者その他の滞在者をいう。

(5) 再生利用 活用されなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用し、又は資源として利用することをいう。

(6) 再生資源 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。

(7) 再生品 再生資源を用いて製造又は加工された物品をいう。

(8) 食品ロスの削減 まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいう。

(市の責務)

第3条 **市**は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

2 **市**は、前項の施策の実施に当たっては、**市民、事業者及び観光旅行者等の意識**の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

3 **市長**は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、**市長**が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第6条 **市長、市民及び事業者**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第7条 **市長**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第8条 略

らない。

3 **市**は、前2項に定める責務を果たすため、必要な情報の収集、調査研究等に努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、相互に協力し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、廃棄物の減量化を図り、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、**市**が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

(観光旅行者等の責務)

第6条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、廃棄物の減量化及び適正な処理を図るとともに、市が実施する施策に協力し、地域の清潔の保持に努めなければならない。

第2章 市民等の参加及び協力

(相互協力)

第7条 **市、市民、事業者及び観光旅行者等**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関して、相互に協力しなければならない。

(市民等に対する支援等)

第8条 **市**は、廃棄物の減量化及び適正な処理並びに地域の清潔の保持に関する市民、地域団体等の自主的な活動に対し、情報の提供その他必要な支援を行い、その促進に努めなければならない。

(宮津市廃棄物減量等推進審議会)

第9条 略

(廃棄物減量等推進員)

第9条 略

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第10条 **市長**は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市長は、再生利用を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする者に必要な協力を求めることができる。

第11条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

第12条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

(廃棄物減量等推進員)

第10条 略

第3章 廃棄物の減量化の推進

(廃棄物の減量化)

第11条 **市**は、再生利用に配慮した分別収集により資源回収の徹底を図るとともに、食品ロスの削減に関する必要な施策を総合的に推進し、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 削除

※プラ資源条例(新条例)第9条第2項と重複

第12条 市民は、再生資源の回収を行う地域団体等の自主的な活動への積極的な参加及び協力、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

3 市民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第13条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じることとなる廃棄物について、次に掲げる方策を積極的に講じることにより、その減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期使用することが可能な容器、製品等の開発及び普及
- (2) 包装の簡素化及び容器の再利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用の可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) その他廃棄物の減量化推進活動

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第13条 略

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第14条 略

(一般廃棄物の処理)

第15条 略

(家庭系一般廃棄物の処理)

第16条 略

(資源物の所有権等)

第16条の2 略

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第17条 略

(一般廃棄物の自己処理の基準)

2 事業者は、その事業活動において、市が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力するよう努めるとともに、食品ロスの削減について積極的に取り組むよう努めるものとする。

第14条 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、再生利用の可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めるとともに、再生品又は再生利用が可能な物の使用により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 観光旅行者等は、その滞在中の活動に関し、食品ロスの削減について自主的に取り組むよう努めるものとする。

第4章 廃棄物の適正な処理

(一般廃棄物の処理計画)

第15条 略

(一般廃棄物の収集、運搬又は処分の委託)

第16条 略

(一般廃棄物の処理)

第17条 略

(家庭系一般廃棄物の処理)

第18条 略

(資源物の所有権等)

第18条の2 略

(事業系一般廃棄物の自己処理等)

第19条 略

(一般廃棄物の自己処理の基準)

第18条 略

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第19条 略

(一般廃棄物搬入の申出等)

第20条 略

(排出禁止物)

第21条 略

(適正処理困難物の指定等)

第22条 略

(一般廃棄物等処理手数料)

第23条 略

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第24条 略

(土地等の管理)

第25条 略

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第26条 略

(許可等申請手数料)

第27条 略

(許可の取消し)

第28条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したとき

第20条 略

(多量の事業系一般廃棄物の処理等)

第21条 略

(一般廃棄物搬入の申出等)

第22条 略

(排出禁止物)

第23条 略

(適正処理困難物の指定等)

第24条 略

(一般廃棄物等処理手数料)

第25条 略

第5章 地域の清潔の保持

(公共の場所の清潔の保持)

第26条 略

(土地等の管理)

第27条 略

第6章 一般廃棄物処理業等の許可等

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第28条 略

(許可等申請手数料)

第29条 略

(許可の取消し)

第30条 市長は、許可業者が法及び浄化槽法又はこの条例に違反したとき

は、**第26条**の許可を取り消すことができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第**29**条 略

(立入調査等)

第**30**条 略

(指導及び勧告)

第**31**条 市長は、**第16条**第2項若しくは第3項、**第17条**第2項、**第19条**又は**第21条**第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第**32**条 略

(受入拒否)

第**33**条 市長は、**第19条**の規定による指示に従わないことにより**第31条**に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第**34**条 略

(委任)

第**35**条 略

は、**第28条**の許可を取り消すことができる。

第7章 雑則

(報告の徴収)

第**31**条 略

(立入調査等)

第**32**条 略

(指導及び勧告)

第**33**条 市長は、**第18条**第2項若しくは第3項、**第19条**第2項、**第21条**又は**第23条**第2項の規定による指示に従わない者に対し必要な指導を行い、期限を定めて、改善その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。

(公表)

第**34**条 略

(受入拒否)

第**35**条 市長は、**第21条**の規定による指示に従わないことにより**第33条**に規定する勧告を受けた者が、前条第1項の規定による公表された後において、なお、当該勧告に係る措置を講じないときは、当該占有者等が排出する一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(技術管理者)

第**36**条 略

(委任)

第**37**条 略

附 則 (令和5年条例第〇〇号)

別表（**第23条**関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	大型ごみ（一般廃棄物のうち市長が別に定めるもの）	4,000円以内で規則で定める額	
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムまでごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに		213円

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

別表（**第25条**関係）

一般廃棄物処理手数料

種別	区分		手数料
ごみ類	燃やすごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	燃やさないごみ用袋	15リットル相当の容量のもの	1袋につき 15円
		30リットル相当の容量のもの	1袋につき 30円
		45リットル相当の容量のもの	1袋につき 45円
	廃止		
	市の指定する処理施設に搬入する一般廃棄物（大型ごみを除く。）	1回につき50キログラムまでごとに 500円	
し尿	1回につき18リットルまでごとに		・・・円。 ただし、仮設・・・

※し尿手数料検討部会で審議

<p>備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p>	<p>備考 「燃やすごみ用袋」及び「燃やさないごみ用袋」とは、一般廃棄物を収納するごみ袋で、市長が指定するものをいう。</p>



宮津市ごみ減量化及び資源化調査 中間報告

2022年11月18日

NTTビジネスソリューションズ株式会社
京都ビジネス営業部
バリュービジネス推進担当



✓ 今回実施した現況調査の概要についての説明

- 対象：業種別に選定した宮津市内の事業所6施設（食品を取り扱う事業所）
 - 調査実施日：【1回目】9月11日～12日 【2回目】9月25日～26日
 - 実施内容：1.事業所から排出された事業系可燃ごみの重量測定
 - ①生ごみ（弊社食品リサイクル対応）
 - ②生ごみ（弊社食品リサイクル非対応）
 - ③それ以外の事業系可燃ごみ 3種を測定
- ※分別作業は事前説明の上、各事業所にて実施
- 2.各事業所への現況ヒアリング
 - 3.データの集計

現況調査中間報告（実測調査）



✓ 現況調査を実施した業種及び実測結果については、下表のとおりです。

- 事業系可燃ごみの内、生ごみが占める割合は、32.6%～87.1%であった
- 老人保健施設は、おむつ等の量が多く、生ごみの割合としては低い結果となった
- 食品加工の可燃ごみの内、生ごみの占める割合は大きく87.1%を占めた
- ホテル・旅館(大)では、調理場から出されるごみや食べ残し等、分別に工夫が必要であった

	業種	1日の事業系可燃ごみ(kg)			食品リサイクル比	
		①(kg)	②(kg)	③(kg)		
A	老人保健施設	115.5	37.6	0	77.9	32.6%
B	ホテル・旅館(大)	81.7	40.3	1.8	39.6	49.3%
C	ホテル・旅館(中)	2.1	1.7	0	0.4	79.3%
D	スーパー	52.9	38.5	4.5	9.9	72.8%
E	飲食店	4.1	2.0	0.6	1.5	48.8%
F	食品加工	56.8	49.4	0	7.3	87.1%

①生ごみ（食品リサイクル対応） ②生ごみ（食品リサイクル非対応） ③それ以外の事業系可燃ごみ

現況調査中間報告（実測調査）



✓ 前述した現況調査における事業系可燃ごみの内容について、下表のとおりです。

	業種	①	②	③
A	老人保健施設	調理残渣（野菜端） 食べ残し	なし	紙おむつ、紙ごみ ペーパータオル
B	ホテル・旅館(大)	調理残渣 （野菜端、果物皮） 食べ残し	貝、蟹・エビ殻	ペーパータオル、紙コップ 割りばし、コーヒー粕 剪定草木、雑紙
C	ホテル・旅館(中)	調理残渣（野菜端）	なし	割りばし、紙ごみ
D	スーパー	野菜端、果物皮 魚介類（内臓含む）	魚のあら	剪定草木、紙ごみ（レシート等）、雑紙
E	飲食店	調理残渣 （野菜端、たまごの殻）	魚のあら	割りばし、お手拭き、ペーパータオル
F	食品加工	調理残渣（野菜端、小魚） 食べ残し	なし	ペーパータオル、紙ごみ

①生ごみ（食品リサイクル対応） ②生ごみ（食品リサイクル非対応） ③それ以外の事業系可燃ごみ

想定値算出結果（中間報告）

- ✓ 現況調査結果から宮津市内の食品を取り扱う事業所の事業系可燃ごみ及び生ごみ排出量を想定
 - 想定年間事業系可燃ごみ：**820.78t**
 - 想定年間食品リサイクル対応生ごみ：412.32t
 - 全事業所の想定される平均食品リサイクル比=**50.2%**（412.32 t ÷ **820.78 t**）
- ※2022年11月8日時点の数値での想定値算出のため、今後のデータ収集により最終値は変動いたします。

2022/11/8時点		年間		備考
業種	事業所数	事業系可燃ごみ全体(t)	内生ごみ(投入可)(t)	
老人保健施設	5	149.65	13.55	・現況調査施設以外の施設は調理業務なし
旅館・ホテル（大）	8	265.31	130.86	
旅館・ホテル（小・中）	51	35.92	28.50	
スーパー・小売り	10	229.66	164.81	・収容可能人数51名以上を（大）とし 50名以下を（小・中）として算出
飲食店	74	124.06	60.53	
食品加工	1	16.17	14.08	・現況調査施設のみ集計 宮津市内他7施設については、データ収集できず未集計
合計	149	820.78	412.32	

ごみの減量化・資源化に関する事業所アンケート調査

1.調査目的

NTTビジネスソリューションズ調査に係る推計を補完するとともに、一般廃棄物の減量化及び資源化に向けた施策検討における基礎資料を作成するため

2.対象事業所 **※主に生ごみを排出する事業所を選定**

市内の旅館・ホテル、介護福祉施設、スーパー・コンビニ、飲食店、食品加工)のうち一定数抽出した150事業所

3.調査項目 (21項目)

事業所業種、ごみの排出方法、ごみの排出量、ごみの減量化に向けた取組状況、課題等

4.今後の予定

配布：11月中旬、回収：12月初旬、結果集計：12月下旬（予定）

調査項目（21項目）

1 事業所種別	8 ごみ処理経費	15 減量化・資源化取組の内容
2 事業所の従業員人数	9 ごみ排出量の把握の有無	16 紙・生ごみの減量化
3 事業所の住居兼事務所の有無	10 ごみ排出量（生ごみ量）	17 生ごみ減量化施策の要望
4 事業系・家庭系ごみ同時排出	11 排出量の多いごみの種類	18 減量化・資源化推進への課題
5 ごみの収集委託の有無	12 ごみ処理方法（品目別）	19 減量化・資源化施策の要望
6 収集委託の契約（従量・定額）	13 減量化・資源化取組の有無	20 減量化・資源化したいごみ
7 収集委託その他の処理	14 減量化・資源化取組の理由	21 ご意見・ご提案

ごみの減量化・資源化に関する事業所アンケート調査

1.調査目的

NTTビジネスソリューションズ調査に係る推計を補完するとともに、一般廃棄物の減量化及び資源化に向けた施策検討における基礎資料を作成するため

2.対象事業所 **※主に生ごみを排出する事業所を選定**

市内の旅館・ホテル、介護福祉施設、スーパー・コンビニ、飲食店、食品加工)のうち一定数抽出した150事業所

3.調査項目 (21項目)

事業所業種、ごみの排出方法、ごみの排出量、ごみの減量化に向けた取組状況、課題等

4.今後の予定

配布：11月中旬、回収：12月初旬、結果集計：12月下旬（予定）

調査項目（21項目）

1 事業所種別	8 ごみ処理経費	15 減量化・資源化取組の内容
2 事業所の従業員人数	9 ごみ排出量の把握の有無	16 紙・生ごみの減量化
3 事業所の住居兼事務所の有無	10 ごみ排出量（生ごみ量）	17 生ごみ減量化施策の要望
4 事業系・家庭系ごみ同時排出	11 排出量の多いごみの種類	18 減量化・資源化推進への課題
5 ごみの収集委託の有無	12 ごみ処理方法（品目別）	19 減量化・資源化施策の要望
6 収集委託の契約（従量・定額）	13 減量化・資源化取組の有無	20 減量化・資源化したいごみ
7 収集委託その他の処理	14 減量化・資源化取組の理由	21 ご意見・ご提案

大型ごみ収集運搬について

1. 定義 「大型ごみ」とは… 家庭系一般廃棄物で、縦、横、高さのいずれか1辺の長さが50cm以上あり、宮津市指定ごみ袋（大：45ℓ相当）に入らない大きさのもの。

2. 現状

(1) 大型ごみ（家庭系）の捨て方

	個別収集(市委託業者による収集運搬)	直接搬入(処理施設への自己搬入)	民間許可業者
排出方法	市委託業者が申込者の自宅に出向き個別収集を行う方法。市内15か所の手数料券販売所で処理手数料券を購入し支払い	排出者が自ら宮津与謝クリーンセンターまで大型ごみを運搬し搬入する方法。クリーンセンター窓口で現金支払い	各許可業者が設定 (人件費+車両経費+ 処理経費等)
排出可能日	自治会ごとに定められた月1回の大型ごみ収集日	月～土曜日、第2日曜日及び祝日 ※土曜は午前のみ	
申込	収集日の3日前までに申し込みが必要	事前申込不要	
処理手数料	品目ごとに定められた金額(500円～2,000円)	品目にかかわらず100円/10kg	

(2) 近年の大型ごみの収集実績

	H30	R元	R2	R3
個別収集	17 t	24 t	19 t	12 t
手数料券収入	2,357,000 円	2,927,487 円	806,199 円	594,899 円
直接搬入	31 t	41 t	162 t	118 t

(3) 近隣市町の状況

	与謝野町	伊根町	宮津市
個別収集の有無	なし	なし	あり

3. 見直し検討の考え方・方向性

- ◇ R2年度宮津与謝クリーンセンターの稼働により、直接搬入の利便性が向上し、個別収集の需要が一定減少
- ◇ 宮津市第2期行財政運営指針に基づく「中長期的な視点による行財政運営と高コスト体質の改善」
- ◇ 一方、自家用車を保有されないなど、直接搬入が困難な方（主には高齢者世帯）へのセーフティネットとして、支援・代替措置の検討が必要

大型ごみの直接搬入ができない世帯への支援策（検討段階）

資料 6-2

大型ごみの収集運搬を廃止した場合に支援が必要な方

対象者 自家用車を保有されないなど、直接搬入ができない世帯（主には高齢者世帯）

件数 **約540件程度/年**
※R2大型ごみ収集運搬実績1,361件のうち4割を要支援者（高齢者等）と想定

セーフティネットとして活用

大型ごみ収集運搬サービス

宮津市社会福祉協議会（住民参加型在宅福祉サービス「暮らしのかけ橋」事業）

利用者：宮津市在住の何らかの理由で困っている方

協力者：登録制の協力者（かけはしさん）

利用日時：月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分の間

利用料：300円/1時間当たり

現在の事業を拡充し、大型ごみ運搬事業を創設

市事業として手数料収入と大型ごみの収集運搬に必要な経費の差額を支援

一般廃棄物収集運搬業の限定許可

行政（宮津市）

より具体的には（検討段階）

・ 誰が利用できるか

⇒ 原則、自助または世帯内の共助で自己搬入していただくが、それが困難な事情がある方

（例）

- 高齢や障害が理由で、大型ごみを運搬することが難しく、かつ世帯内に支援できる人がいない方
- 世帯内で車を持っていない方、車は持っていますが大型ごみを積み込むことができない車の方

自己搬入について

- ◆ 自己搬入の場合、料金は10kgごとに100円で、基本的に現在の市収集サービス（500円～）よりも低コスト
- ◆ 平日に加えて、土曜日（午前のみ）、第2日曜日、祝日も搬入が可能で、仕事で忙しい方も搬入が可能

より具体的には（検討段階）

・ いくらで利用できるか

⇒ かけはしさんの利用料金300円

+ 処理手数料（500円～2000円） ※現状の市収集運搬サービスと同額

利用者目線での変更点

○利用料金としては、現状の市収集運搬サービスより300円アップ

○市収集運搬では玄関外での運搬しかできず、高齢者等が家の外に運び出せないケースもあったが「暮らしの架け橋事業」では家の中から運び出す部分の支援がセットで可能に

生活排水処理の現状と課題

1. 生活排水の排出状況

(1) 処理形態別人口

本市の過去 10 年間(平成 24 年～令和 3 年度)における処理形態別人口を表 1-1 に示す
 平成 22 年度より自家処理は無くなり、令和元年度末に公共下水道の整備が概成
 令和 3 年度 生活排水処理率は、71.5%

【表 1-1 処理形態別人口】

年度 区分	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
1. 計画処理区域内人口	20,211	19,882	19,530	19,170	18,837	18,378	18,126	17,592	17,213	16,958
2. 水洗化・生活排水処理人口	11,589	11,299	11,948	12,295	12,427	12,458	12,166	12,241	12,135	12,131
(1) 合併処理浄化槽人口	1,980	1,730	1,784	1,905	1,895	1,895	1,617	1,645	1,636	1,651
(2) 下水道人口	9,609	9,569	10,164	10,390	10,532	10,563	10,549	10,596	10,499	10,480
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口	152	433	434	215	214	237	187	188	184	178
4. 非水洗化人口	8,470	8,150	7,148	6,660	6,196	5,683	5,773	5,399	5,121	4,926
(1) し尿収集	8,470	8,150	7,148	6,660	6,196	5,683	5,773	5,399	5,121	4,926
(2) 自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率(%)	57.3%	56.8%	61.2%	64.1%	66.0%	67.8%	67.1%	69.6%	70.5%	71.5%

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集実績

本市の過去 10 年間(平成 24 年～令和 3 年度)におけるし尿・浄化槽汚泥の収集実績を表 1-2 に示す
 平成 24 年～令和 3 年度にかけて、し尿は減少傾向であるが浄化槽汚泥は 4,000kℓ/年程度で推移
 なお、令和 2・3 年度は、コロナ禍により減少、収集量全体(し尿・浄化槽汚泥)としては減少傾向

【表 1-2 し尿・浄化槽汚泥の収集実績】

年 度	年間収集量 (単位: kℓ/年)		
	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
平成24年度	8,855.9	4,145.6	13,001.5
平成25年度	8,692.8	4,119.5	12,812.3
平成26年度	8,196.9	4,149.2	12,346.1
平成27年度	7,887.6	4,048.2	11,935.8
平成28年度	7,600.2	4,063.9	11,664.1
平成29年度	7,465.3	4,032.1	11,497.3
平成30年度	7,215.2	4,098.6	11,313.8
令和元年度	6,591.2	4,073.6	10,664.9
令和 2 年度	6,436.2	3,853.6	10,289.8
令和 3 年度	6,184.9	3,681.2	9,866.0

(3) 水洗化の状況

本市の過去 10 年間(平成 24 年～令和 3 年度)における公共下水道の整備状況を表 1-3-1 に示す
 公共下水道の整備は、令和元年度に概成
 令和 3 年度末の水洗化率(接続率)は、85.5%

【表 1-3-1 公共下水道の整備状況】

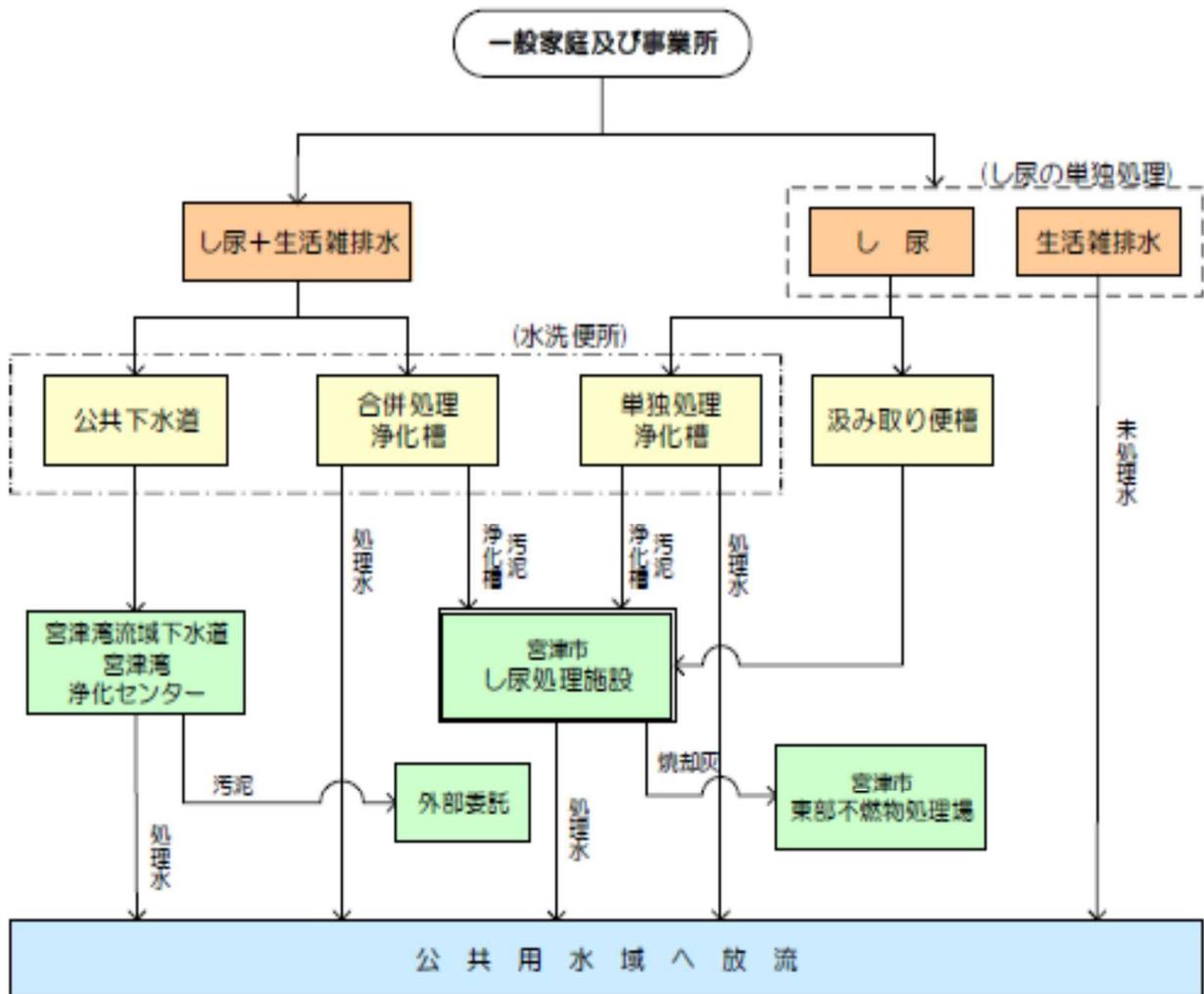
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
整備面積	単年度	83,000	103,000	44,000	60,000	118,000
	累計	3,964,000	4,067,000	4,111,000	4,171,000	4,289,000
整備人口		12,527	12,502	12,424	12,431	12,415
接続人口		9,462	9,459	10,031	10,282	10,365
水洗化率		75.5%	75.7%	80.7%	82.7%	83.5%
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
整備面積	単年度	159,000	150,000	127,000	6,000	19,000
	累計	4,448,000	4,598,000	4,725,000	4,731,000	4,750,000
整備人口		12,488	12,448	12,695	12,395	12,260
接続人口		10,563	10,549	10,596	10,499	10,480
水洗化率		84.6%	84.7%	83.5%	84.7%	85.5%

本市の過去 10 年間(平成 24 年～令和 3 年度)における浄化槽の整備状況を表 1-3-2 に示す
 平成 24 年～令和 3 年度にかけて、合併浄化槽設置基数は 約 20～30 基/年で推移

【表 1-3-2 浄化槽の整備状況】

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合併処理浄化槽 設置基数	単年度	31	23	21	27	40
	累計	625	648	669	699	731
単独処理浄化槽累計基数		325	320	317	319	316
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
合併処理浄化槽 設置基数	単年度	27	41	26	27	26
	累計	749	783	800	818	839
単独処理浄化槽累計基数		300	295	293	293	291
注) 廃止・休止を除く						

(4) 生活排水のフロー



注) 公共下水道は、与謝野町との流域下水道が整備されている。

(5) 地区別水洗化整備手法

地区	整備手法	備考
由良地区	浄化槽	
栗田地区	田井・矢原・獅子	下水道
	上記以外	浄化槽
宮津地区	皆原・山中	浄化槽
	上記以外	下水道
上宮津地区	旧上宮津小学校より南	浄化槽
	旧上宮津小学校より北	下水道
吉津地区	阿蘇海沿岸の一部	浄化槽
	上記以外	下水道
府中地区	下水道	
日置地区	浄化槽	
世屋地区	浄化槽	
養老地区	浄化槽	
日ヶ谷地区	浄化槽	

2. 収集・運搬の状況

(1) 収集・運搬体制

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制を表 2-1 に示す

し尿は市の委託事業者、浄化槽汚泥は市長が許可した収集運搬事業者が収集運搬し、本市し尿処理施設へ搬入

【表 2-1 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬体制】

区 分	し 尿	浄化槽汚泥	備 考
委託事業者	4 者	0 者	
許可事業者	0 者	4 者	

※ 収集・運搬に係るし尿委託事業者と浄化槽汚泥許可事業者の 4 者は同一事業者

(2) 運搬車両

収集・運搬車両を表 2-2 に示す

積載量 3.3 t の車両を 4 者が各 2 台保有(合計 8 台)

【表 2-2 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬車両保有台数】

区 分	収集・運搬車両保有台数	備 考
積載量 3.3 t 車	8 台	

3. 中間処理施設の状況

(1) 施設の整備状況

汲み取り便槽からのし尿・単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥は、表 3-1 に示す本市し尿処理施設で適正に中間処理

【表 3-1 し尿処理施設の概要】

施 設 名	宮津市 し尿処理施設
所 在 地	宮津市字獅子 7 番地
処 理 能 力	60k ℓ /日 (し尿：45k ℓ /日、浄化槽汚泥：15k ℓ /日)
竣 工	昭和 51 年 3 月 昭和 39 年から処理を開始し、その後増改築工事を実施し現在に至る。
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
放 流 先	宮 津 湾

4. 生活排水処理に関する課題

生活排水処理率は、平成 24 年度に 57.3%であったが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換により、令和 3 年度には 71.5%に上昇。

しかしながら、下水道整備区域内人口の 14.5%が、現状において下水道へ未接続の世帯であること、また、行政区内人口の 28.5%が生活雑排水未処理(単独処理浄化槽人口＋し尿収集人口)であることから、生活雑排水の適正処理が課題となっている。

- 本市の公共下水道の整備は、令和元年度で概成しているが、現状において未接続世帯があるため、速やかに接続するよう指導を行っていく必要がある。
- 下水道整備区域外における汲取り便槽及び単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のために合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。
- 浄化槽の維持管理は、浄化槽法上、個々の浄化槽管理者が行うこととなっており、適正な維持管

理の広報・啓発活動が必要である。

- 本市が運営・管理するし尿処理施設は、施設設置から相当の年数が経過し施設の老朽化が著しいことから、早期の施設更新(し尿等受入施設の整備)が必要である。

し尿処理手数料の見直しに係る考え方について

1. し尿処理手数料の見直しの基本的な考え方

市民が快適に生活できるようその基盤となる水環境の保全や公衆衛生を確保するためには、将来にわたり生活排水処理を適正に行う必要がある。

また、将来にわたり安定した行政サービスを確保するため、人口減少や下水道等の普及によるし尿収集量の減少という時代の変化に適応するため、宮津市第2期行財政運営指針に基づく受益者負担の原則に則り、原価積み上げ方式による見直しを行う必要がある。

〈見直しの視点〉

- ① 下水道使用料及び浄化槽維持管理費用と一般廃棄物(し尿)処理手数料の負担差が大きい現状を踏まえ、汚水処理(公共下水道、浄化槽、し尿汲み取り)経費のバランスや適正な受益者負担のあり方
- ② 平成23年の手数料の見直しから10年が経過し、人件費及び物価変動等への対応
- ③ より環境負荷の少ない下水道への接続や浄化槽への転換を促進するための視点
- ④ し尿収集対象世帯及び収集量の減少に伴い、点在化する収集箇所に対応する効率的な収集・運搬体制の確保
- ⑤ 手数料見直しに係る激変緩和及び減免等の対応

【第2期行財政運営指針】… 〈抜粋〉

■今後の行財政運営の指針

「みんなが活躍する豊かなまち“みやづ”」の実現のためには、再び財政危機に陥ることのないよう、将来にわたる「安定した行財政基盤の構築」が必要であることから、「市税のあり方検討委員会」からの提言を最大限に取り入れた上で、令和3年度から令和12年度における行財政運営の指針を以下のとおり定めました。

指針① 中長期的な視点による行財政運営と高コスト体質の改善

指針② 安定した行財政運営に向けた財政規律の強化

指針③ 重要課題への着実な対応と優先的な財源配分

■収支計画

計画終期における累積収支は約16億円の赤字

■財源不足解消に向けた対策(方向性)

1. 人件費の削減 →→→ 市役所、一部事務組合、外郭団体等の組織・定数の更なる見直し
2. 事務事業の見直し →→→ 行政サービスのあり方の見直し
(人口減少を踏まえた行政サービスのあり方)
(料金収入の減少が続く中、将来に向けた適正なあり方)
3. 増収対策 →→→ 受益者負担のあり方見直し(原価積み上げ方式) ほか

2. 一般廃棄物処理手数料(し尿)の現状について

(1) 汚水処理(公共下水道、浄化槽、し尿汲み取り)使用料・手数料の比較

処理方式		モデル費用(単位：円、1年当り)			世帯員1人 あたり単価	備 考
		2人世帯	4人世帯	6人世帯		
下 水 道		25,260	44,976	72,540	12,630	月使用量：東京都水道局統計 (使用状況により変動)
		2,105円×12か月 (月使用量14.9㎡)	3,748円×12か月 (月使用量23.1㎡)	6,045円×12か月 (月使用量34.1㎡)		
浄化槽	5人槽 (延べ床面積 170㎡以下住宅)	55,300 清掃・保守点検費用 64,200円 法定点検費用 5,000円 電気料金 6,100円 (0.033kw×24h×365日×21.1円/kwh) 維持管理補助金 △20,000円			2人世帯：27,700 4人世帯：13,800 6人世帯：9,200	清掃・保守点検費用：宮津市での 実績に基づく標準的な料金 (型式及び使用状況により変動)
	7人槽 (延べ床面積 170㎡超住宅)	70,400 清掃・保守点検 76,700円 法定点検費用 5,000円 電気料金 8,700円 (0.047kw×24h×365日×21.1円/kwh) 維持管理補助金 △20,000円			2人世帯：35,200 4人世帯：17,600 6人世帯：11,700	
くみ取り	普通便槽 (56.4ℓ/月・人)	14,200 100ℓ×213円/18ℓ ×12か月	28,400 200ℓ×213円/18ℓ ×12か月	42,600 300ℓ×213円/18ℓ ×12か月	7,100	月くみ取り量：宮津市内くみ取り 実績の平均値より算出 (使用状況により変動)
	簡易水洗 (105.8ℓ/月・人)	28,400 200ℓ×213円/18ℓ ×12か月	56,800 400ℓ×213円/18ℓ ×12か月	85,200 600ℓ×213円/18ℓ ×12か月	14,200	

(2) 北部7市町の一般廃棄物処理手数料(し尿収集・運搬)の比較

市町村名	綾 部 市	福知山市	舞 鶴 市	京丹後市	与謝野町	伊根町	宮 津 市	
現在の 料金改定年月	令和元年 10月	平成26年 4月	平成28年 4月	令和元年 10月	平成29年 6月	平成22年 4月	令和元年 10月	
くみ取り 料金 (市民負担)	従量制	220円/18ℓ	170円/18ℓ	(税別) 一般家庭 245円/18ℓ 事業所 255円/18ℓ ※最低料金 720円 (36ℓまで)	200ℓまで 2,220円 超過料金 277.75 円/25ℓ ※10円未満 切捨て	180ℓまで 1,620円 超過料金 9円/ℓ	180ℓまで 1,400円 超過料金 8円/ℓ	213円/18ℓ
	単価/ℓ	12.22円	9.44円	14.97円 (一般家庭)	11.11円	9.00円	8.00円	11.83円
	従量制 予定日 以外の 臨時 汲取料金	同上	同上	590円 (税別)	-	-	-	同上
R元年10月 消費税率改定 に伴う 料金改定	<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>	なし	なし	<u>あり</u>	
4人世帯 200ℓ/月・回 手数料比較	2,444円 (税込み)	1,889円 (税込み)	2,994円 (税込み)	2,200円 (税込み)	1,800円 (税込み)	1,560円 (税込み)	2,367円 (税込み)	

(3) 一般廃棄物処理手数料(し尿収集・運搬)の見直し経過

改定年月日	手数料、委託料 (円/18ℓ 当たり)			うち計量器修繕 負担	備考
		原 価	消費税相当額		
S.53.11~	120円	120.60円	-	-	くみ取り業務委託開始
S59.11~	130円	130.32円	-	-	
H元.3~	135円	134.56円	-	-	H元.4.1 消費税3% 施行
H5.6~	142.5円	142.38円	-	-	
H9.7~	160円	153円	7(5%)	-	H9.4.1 消費税5% 施行
H13.1~	172円	164円	8(5%)	-	
H23.7~	203円	191円	9(5%)	3円	し尿計量器導入
R元.10~	213円	191円	19(10%)	3円	R元.10.1 消費税10% 施行

2. し尿処理手数料の算定

(1) し尿処理手数料の体系 (基本料金と従量料金)

現在、宮津市は従量料金制

《参考》

- ・基本料金：使用量に依存しない固定料金 (基本料金は施設・設備に要する費用に充当)
- ・従量料金：使用量単価が決められ、使用量に応じた料金 (従量料金は経常的費用に充当)



(2) し尿処理手数料の見直しの算定等

① し尿処理に関する経費及びし尿処理手数料の現状

歳 出	維持管理費・し尿処理サービス提供(1)	維持管理費・し尿処理サービス提供(2)	人件費	設備	施設改修(更新)	合 計
令和2、3年度 実績平均	* し尿収集・運搬(委託費) * し尿計量器更新等	* し尿処理施設管理(委託費) * し尿処理施設設備点検(委託費) * し尿処理施設(需用費、役務費他) ※消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	正職員 会任職員	減価償却費 更新費/ /耐用年数	引当金	
[参考] 令和2、3年度 実績平均	74,050,505 円	53,729,644 円	※ A 円	※ B 円	0 円	143,383,434 円
歳 入	し尿処理手数料(汲取り収集・運搬)					
令和2、3年度 実績平均	令和2・3年度 し尿処理量の実績平均 6,310.52kℓ 75,176,002 円 (滞納含む) し尿18ℓ/回まで毎に213円					
	※ 歳出に対する歳入無し					

④ 受益者負担割合の検討

公益的か私益的、または必需的か選択的などにより、受益者負担割合のあり方を検討

※ 下水道については、3条予算(収益的収支)(事業における経常的な経営活動に伴い発生が予定される全ての収益とそれに対応する全ての費用)を料金に転嫁

■ 負担割合(使用料、手数料等)の分類			
		公益的	
	分類Ⅰ(公益的で必需的なサービス) (一般的な例) 福祉、道路、公園、小中学校など		分類Ⅱ(公益的で選択的なサービス) (一般的な例) 文化ホール、公民館、図書館、市民体育館、運動公園、会議室・研修室など
必需的	←	△△%	△△%
		△△%	△△%
	分類Ⅲ(私益的で必需的なサービス) (一般的な例) 市営住宅、幼稚園・保育所など		分類Ⅳ(私益的で選択的なサービス) (一般的な例) レーニングジム、駐車場など
		私益的	
	分類Ⅴ(特定市民のために行われるサービス) (一般的な例) 戸籍手数料、税証明、ごみ収集手数料、犬の登録手数料など	△△%	
			選択的

⑤ 仮設トイレ等の新たな手数料項目の設定と考え方

現在、条例による仮設トイレ(工事現場等)等の手数料の設定は無く、市民と同様の従量制の手数料となっている。

1 現場 1 回の収集の場合もあり、非常に収集効率が悪く、かつ工事現場等の仮設トイレまでの移動距離が長いなど、事業者の負担となっている。

【 ※ 仮設トイレ(工事現場等) くみ取り件数 】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
仮設トイレ (件数率)	209/19,899 (1.1%)	237/19,084 (1.2%)	251/18,665 (1.3%)	分母：市域全域のくみ取り件数

(3) し尿処理手数料の算定期間

社会経済情勢を勘案し、原則5年毎に審議会を開催し、手数料の見直しの検討を行う。

※ 現在、H23年から消費税UP相当分を除き見直しを行っていない。

3. し尿処理体制(汲取り収集・運搬)

本市の汲取り収集・運搬体制は、委託により実施

区分	直営	委託	許可	備考
実施主体	市町村	市町村	許可事業者	
収集運搬方法	市町村	委託	許可	
収取運搬費用	市町村	委託料	手数料	
収集料金	市町村の歳入	市町村の歳入	許可事業者の収入	

【 参考 < 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 > 】

・し尿等の一般廃棄物の処理は、市町村の責務。(第6条の2第1項)

- ・し尿の収集・運搬体制については、原則として①市町村の直営体制か、②市町村が民間業者に適正な委託料を支払ったうえで収集・運搬を委託（第6条の2第2項）
- ・民間業者に許可を与えて収集・運搬を行わせることができるのは、市町村による収集・運搬（委託による場合も含む）が困難な場合（第7条第5項第1号）

（市町村の処理等） 条文の概要

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む)しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

（一般廃棄物処理業） 条文の概要

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。

5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。

4. し尿収集人口及び収集量の将来推計

(1) 各処理形態別人口(実績・将来推計)

年 度	行政区域内人口	下水道人口	自家処理人口	し尿収集人口	浄化槽人口	浄化槽		
						単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	
実績値	平成21	21,064	8,929	78	9,122	2,935	1,321	1,614
	平成22	20,854	9,164	0	9,150	2,540	264	2,276
	平成23	20,565	9,319	0	9,160	2,086	163	1,923
	平成24	20,211	9,609	0	8,470	2,132	152	1,980
	平成25	19,882	9,569	0	8,150	2,163	433	1,730
	平成26	19,530	10,164	0	7,148	2,218	434	1,784
	平成27	19,170	10,390	0	6,660	2,120	215	1,905
	平成28	18,837	10,532	0	6,196	2,109	214	1,895
	平成29	18,378	10,563	0	5,683	2,132	237	1,895
	平成30	18,126	10,549	0	5,773	1,804	187	1,617
	令和元	17,592	10,596	0	5,399	1,820	175	1,645
	令和2	17,213	10,499	0	5,121	1,803	167	1,636
	令和3	16,958	10,480	0	4,926	1,813	162	1,651
推計値	令和4	16,412	9,856	0	4,656	1,900	191	1,709
	令和5	16,131	9,741	0	4,462	1,928	193	1,735
	令和6	15,850	9,652	0	4,252	1,946	194	1,752
	令和7	15,567	9,547	0	4,055	1,965	195	1,770
	令和8	15,301	9,447	0	3,867	1,987	197	1,790
	令和9	15,035	9,347	0	3,681	2,007	198	1,809
	令和10	14,769	9,257	0	3,492	2,020	199	1,821
	令和11	14,503	9,164	0	3,307	2,032	200	1,832
	令和12	14,235	9,054	0	3,137	2,044	200	1,844
	令和13	13,983	8,954	0	2,971	2,058	201	1,857
	令和14	13,731	8,850	0	2,813	2,068	202	1,866
	令和15	13,479	8,745	0	2,658	2,076	202	1,874

(2) し尿・浄化槽汚泥の収集量(実績・将来推計)

年 度		年間収集量 (単位: kl /年)		
		し 尿	浄化槽汚泥	合 計
実 績 値	平成24年度	8,855.9	4,145.6	13,001.5
	平成25年度	8,692.8	4,119.5	12,812.3
	平成26年度	8,196.9	4,149.2	12,346.1
	平成27年度	7,887.6	4,048.2	11,935.8
	平成28年度	7,600.2	4,063.9	11,664.1
	平成29年度	7,465.3	4,032.1	11,497.3
	平成30年度	7,215.2	4,098.6	11,313.8
	令和元年度	6,591.2	4,073.6	10,664.9
	令和2年度	6,436.2	3,853.6	10,289.8
	令和3年度	6,184.9	3,681.2	9,866.0
推 計 値	令和4年度	5,880.1	3,850.9	9,731.0
	令和5年度	5,635.1	3,908.3	9,543.4
	令和6年度	5,369.9	3,945.4	9,315.3
	令和7年度	5,121.1	3,984.7	9,105.7
	令和8年度	4,883.6	4,029.4	8,913.0
	令和9年度	4,648.7	4,070.7	8,719.5
	令和10年度	4,410.0	4,097.3	8,507.4
	令和11年度	4,176.4	4,121.8	8,298.2
	令和12年度	3,961.7	4,147.1	8,108.8
	令和13年度	3,752.1	4,175.8	7,927.9
	令和14年度	3,552.5	4,196.1	7,748.6
	令和15年度	3,356.8	4,212.9	7,569.7